

2 阿選 第31号
令和3年1月8日

亀割 竹男 様
熊谷 章文 様

阿智村選挙管理委員会
委員長 井原 康人



令和2年11月8日執行の阿智村議会議員一般選挙の当選の効力に
関する当選挙管理委員会の見解は、次のとおりである

1. 兼職の禁止について（地方自治法第92条）

地方公共団体の議会の議員は、一般的には他の職業との兼職を禁止されていないが、国会議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員との兼職については議員の職務を完全に果たすために妨げになると考えられているため、禁止されている。また、公選法第89条においては立候補制限が定められており、常勤の国家公務員等についても、事実上兼職ができなくなっている。

今回これに該当する者（教育委員）がいたが、立候補前にその職を辞しているため、兼職の禁止に違反する事実は認められない。

2. 兼業の禁止について（地方自治法第92の2条）

地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をするもの及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（請負が当該法人の業務の主要部分を占め、請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類似的に高いと認められる程度に至っている法人）の無限責任社員、取締役、執行役、若しくは監査役など兼業を禁止されている。

なお、議員が無限責任社員等を務める団体等が、当該地方公共団体から地方自治法232条の2の規定による補助金の交付を受けることは、営利的な取引関係に立つものではないため、地方自治法92条の2の請負に該当するものではないと解される。（平30.4.25総行行第94号総務省自治行政局行政課長通知）

村からの支出のほとんどが補助金である社会福祉法人阿智村社会福祉協議会、自治会、一般財団法人阿智開発公社は、村との請負が業務の主要部分を占める団体には該当しないものであり、兼業の禁止に抵触しない。

以上のことから、当選の効力は有効である。